平成２２年（フ）第７３１０号
大阪府東大阪市川田２丁目７番５号　イーストパーク203号
債務者　谷口　直美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３１９号
大阪府茨木市太田１丁目３番25号
債務者　園田寿賀子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３７６号
大阪市平野区加美南５丁目９番35号　サンモール301号
債務者　中裏冨久子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３７７号
大阪市平野区加美南５丁目９番35号　サンモール301号
債務者　中裏　庸子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４１１号
大阪市住吉区大領２丁目８番17号
債務者　今坂真由美（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４１３号
大阪市大正区三軒家東２丁目３番33号　カーサ・ソナール305号
債務者　西銘久美子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４２１号
大阪府八尾市若林町１丁目44番地の２　コピアス八尾305号
債務者　錦木　昌美
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４２７号
大阪府豊中市庄内東町１丁目７番11―604号
債務者　藏垣　清和
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４３０号
大阪市天王寺区城南寺町２番23号　天森養護老人ホーム
債務者　東　久惠子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４３４号
大阪市淀川区新北野３丁目７番14号　アペックス第一205号
債務者　中野　祐子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９号
山形県米沢市塩井町塩野1718番地の１
債務者　高橋　隆夫
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１２０号
山形県東置賜郡川西町大字高山3451番地
債務者　安孫子真也
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１３１号
山形県南陽市漆山1873番地
債務者　小松　昭子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１５５号
山形県米沢市東大通２丁目３番39―３号
債務者　内藤　乃樹
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１５９号
山形県米沢市万世町桑山4306番地ウイング21―206号室
債務者　山岸　　巌
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１０５号
千葉県君津市南子安４―24―18　メゾンラフィネ103、住民票上の住所茨城県日立市諏訪町１丁目13番11号
債務者　山口　　孝
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１４５号
千葉県君津市中富984番地４
債務者　齋藤　和子（旧姓大村）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
千葉地方裁判所木更津支部